



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

外来機能報告等に関するワーキンググループの検討等を踏まえた医療 に関する広告規制、医療機能情報提供制度の改正について

令和4年1月13日

厚生労働省医政局総務課

1. 外来機能報告等に関するワーキンググループの検討について

第8次医療計画の策定に向けた検討体制

- 第8次医療計画の策定に向け、「第8次医療計画等に関する検討会」を立ち上げて検討。
- 現行の医療計画における課題等を踏まえ、特に集中的な検討が必要な項目については、本検討会の下に、以下の4つのワーキンググループを立ち上げて議論。
- 新興感染症等への対応に関し、感染症対策（予防計画）に関する検討の場と密に連携する観点から、双方の検討会・検討の場の構成員が合同で議論を行う機会を設定。



1. 外来医療の課題

- 患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要。

2. 改革の方向性

- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、
 - ① 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告する。
 - ② ①の外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。
- ①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（紹介患者への外来を基本とする医療機関）を明確化
 - ・ 医療機関が外来機能報告の中で報告し、国の示す基準を参考にして、地域の協議の場で確認することにより決定

➡ 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与



〈「医療資源を重点的に活用する外来」のイメージ〉

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 など）
- 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 など）

外来機能報告等に関する報告書(抄)

令和3年12月17日
外来機能報告等に関するワーキンググループ
(一部改変)

VI. 国民への理解の浸透

(「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」の呼称)

○「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」の呼称は、地域住民の分かりやすさの観点を第一に、当該医療機関の性格を表すキーワードをどう盛り込むか、後述するとおり広告可能とすることについて検討することをどう考えるか等を考慮し、「紹介受診重点医療機関」(病院・診療所)とする。

(略)

(国民への周知・啓発)

○さらに、「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」については、紹介患者への外来を基本とする医療機関であることが患者に分かるよう、**広告可能とすることや、医療機能情報提供制度の項目に追加することについて、「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」**において、引き続き検討を進める。

2. 紹介受診重点医療機関に関する 広告規制の改正について

広告可能な事項について①

(医療法第6条の5第3項各号、医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)(広告告示)、医療広告ガイドラインより作成)

- ① 医師又は歯科医師である旨
- ② 診療科名
- ③ 名称、電話番号、所在の場所を表示する事項、管理者の氏名
- ④ 診療日又は診療時間、予約による診療の実施の有無
- ⑤ 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院等(例:特定機能病院)
- ⑥ 医療法第5条の2第1項の認定を受けた医師である場合には、その旨
- ⑦ 地域医療連携推進法人の参加病院等である旨
- ⑧ 病院等における施設、設備に関する事項、従業者の人員配置
- ⑨ 医師等の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴、厚生労働大臣が定めた医師等の専門性に関する資格名
- ⑩ 医療相談、医療安全、個人情報 の適正な取扱いを確保するための措置、病院等の管理又は運営に関する事項
- ⑪ 紹介可能な他の医療機関等の名称、共同で利用する施設又は医療機器等の他の医療機関との連携に関すること
- ⑫ ホームページアドレス、入院診療計画等の医療に関する情報提供に関する内容等
- ⑬ 病院等において提供される医療の内容に関する事項
- ⑭ 手術、分娩件数、平均入院日数、平均患者数等、医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定める事項
- ⑮ その他①～⑭に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの →次ページに詳細

広告可能な事項について②

その他①～⑭に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの(広告告示より作成)

広告告示第四条(抄)

- 一 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨
- 二 船員保険病院又は船員保険診療所である旨
- 三 国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨
- 四 法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所である旨
- 五 当該病院又は診療所における第一条第一号の医療従事者以外の従業者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴
- 六 健康診査の実施
- 七 保健指導又は健康相談の実施
- 八 予防接種の実施
- 九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項に規定する治験に関する事項
- 十 医療法人の付帯業務を専ら行うための施設であり、かつ、病院又は診療所の同一敷地内に併設されているものの名称及び提供する介護サービス又は医療法人の付帯業務
- 十一 患者の受診の便宜を図るためのサービス
- 十二 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)に基づく機能評価係数Ⅱにおいて公表した場合に評価される病院情報
- 十三 開設者に関する事項
- 十四 外部監査を受けている旨
- 十五 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。)
- 十六 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款を定め、それに基づく補償を実施している旨
- 十七 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨
- 十八 Joint Commission Internationalが行う認定を取得している旨(個別の審査項目に係るものを含む。)
- 十九 保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為を同項第二号に規定する手順書により行う看護師が実施している当該特定行為に係る業務の内容
- 二十 前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項

現行の広告告示第四条第一項第四号に基づき、紹介受診重点医療機関(病院・診療所)は広告可能。
次ページの案のとおり、医療広告ガイドラインの改正により、このことを明記してはどうか。

医療広告規制の見直し（案）

○ 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）

改正案	現行
<p>第4広告可能な事項について 4 広告可能な事項（法6条の5第3項）の具体的な内容 (1)～(14)（略） (15)その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項（第15号関係） ア（略） イ 広告告示第4条第4号関係 「法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所である旨」については、救急病院、休日夜間急患センター、第二次救急医療機関、エイズ治療拠点病院、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、<u>がん診療連携拠点病院又は紹介受診重点医療機関（病院・診療所）</u>等、法令又は国の通達に基づく（それらに基づいて都道府県等の地方自治体が認定等をする場合も含む。）一定の医療を担う病院又は診療所である旨を広告可能であること。</p> <p>当該制度の概要や認定を受けた年月日等についても、広告して差し支えないこと。 ウ～ツ（略）</p>	<p>第4広告可能な事項について 4 広告可能な事項（法6条の5第3項）の具体的な内容 (1)～(14)（略） (15)その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項（第15号関係） ア（略） イ 広告告示第4条第4号関係 「法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所である旨」については、救急病院、休日夜間急患センター、第二次救急医療機関、エイズ治療拠点病院、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター又はがん診療連携拠点病院等、法令又は国の通達に基づく（それらに基づいて都道府県等の地方自治体が認定等をする場合も含む。）一定の医療を担う病院又は診療所である旨を広告可能であること。</p> <p>当該制度の概要や認定を受けた年月日等についても、広告して差し支えないこと。 ウ～ツ（略）</p>

3. 紹介受診重点医療機関に関する 医療機能情報提供制度の改正について

医療機能情報提供制度の概要

1. 目的

病院、診療所、歯科診療所及び助産所に対して、その医療機能に関する情報を都道府県へ報告することを義務付け、さらに、報告を受けた都道府県は住民・患者に対して分かりやすい形でそれらの情報を提供することにより、住民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的として平成19年度より開始した。

2. 実施主体

都道府県を実施主体とする。各都道府県によっては、救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制と一体的に実施している場合もある。

3. 対象項目

参考資料4、5を参照。

4. 報告手続等

病院等の管理者は、省令及び告示で定める事項を、所在する都道府県に報告する（報告の頻度は年1回以上）。病院の名称や所在地などの基本情報に変更があった場合には、速やかに都道府県に対して報告を行う。

5. 公表方法

一定の検索機能を有するシステムにより、インターネットを通じて公表。併せて県庁において書面又は備え付けのインターネット端末等でも情報を公開。

医療機能情報提供制度について（平成19年4月～）

病院等に対して、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度

創設前

〔病院等に関する情報を入手する手段〕

- 病院等の広告
- インターネット等による広報
※ 病院等からの任意情報
- 院内掲示 等

〔視点〕

- ① 必要な情報は一律提供
- ② 情報を集約化
- ③ 客観的な情報をわかりやすく提供
- ④ 相談助言機能の充実

現行制度

病
院
等

- 病院等管理者は、医療機能情報を都道府県に報告

都
道
府
県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談対応・助言

住
民

- 医療機能情報を病院等において閲覧に供すること（インターネット可）
- 正確かつ適切な情報の提供（努力義務）
- 患者等からの相談に適切に応ずること（努力義務）

〔医療機能情報の具体例〕

- ① 管理・運営・サービス等に関する事項（基本情報（診療科目、診療日、診療時間、病床数等）、アクセス方法、外国語対応、費用負担等）
- ② 提供サービスや医療連携体制に関する事項（専門医（広告可能なもの）、保有設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、クリティカルパス実施、地域医療連携体制等）
- ③ 医療の実績、結果等に関する事項（医療安全対策、院内感染対策、診療情報管理体制、治療結果分析の有無、患者数、平均在院日数等）

医療機能情報提供制度の報告事項の見直し（案）

医療機能情報提供制度においては、以下の条文により「保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類として厚生労働大臣が定めるもの」が報告事項に定められている。

○ 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)

別表第一(第一条の二の二関係)

第一 管理、運営及びサービス等に関する事項

一 ～ 三(略)

四 費用負担等

イ 共通事項(略)

(1) 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類として厚生労働大臣が定めるもの



本規定に基づく厚生労働省告示を改正し、次ページの案のとおり、紹介受診重点医療機関(病院・診療所)を報告事項に加えてはどうか。

医療機能情報提供制度の報告項目の見直し（案）

○ 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)

別表第一(第一条の二の二関係)

第一 管理、運営及びサービス等に関する事項

一 ～ 三(略)

四 費用負担等

イ 共通事項(略)

(1) 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類として厚生労働大臣が定めるもの

○ 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項

(平成19年厚生労働省告示第53号)

改正案	現行
<p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。ただし、病院については第四十一号、第四十二号及び第五十四号に掲げるものを除き、診療所については第一号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十五号から十九号まで、第二十一号、第二十二号、第三十二号、第三十三号、第四十一号、第四十六号、第四十九号、第五十号、第五十二号及び第五十四号に掲げるものに限り、歯科診療所については第一号から第六号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号、第十九号、第三十一号から第三十三号まで、第四十二号、第四十六号、第五十号、第五十二号及び第五十四号に掲げるものに限り、助産所については第四十九号に掲げるものに限り、</p> <p>一～五十二(略)</p> <p><u>五十三 紹介受診重点病院</u></p> <p><u>五十四 紹介受診重点診療所</u></p>	<p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。ただし、病院については第四十一号及び第四十二号に掲げるものを除き、診療所については第一号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十五号から十九号まで、第二十一号、第二十二号、第三十二号、第三十三号、第四十一号、第四十六号、第四十九号、第五十号及び第五十二号に掲げるものに限り、歯科診療所については第一号から第六号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号、第十九号、第三十一号から第三十三号まで、第四十二号、第四十六号、第五十号及び第五十二号に掲げるものに限り、助産所については第四十九号に掲げるものに限り、</p> <p>一～五十二(略)</p> <p>(新設)</p>

※省略した一～五十二については、参考資料4(12～14ページ)に掲載
 なお、報告を受ける都道府県のシステム改修のため、必要な経過措置期間を検討する。

4. その他

医療広告規制等の見直し（その他）（案）

医療機関における手順書による看護師の特定行為については、令和2年10月29日の本検討会での議論を踏まえ、令和3年3月3日より改正告示が施行された（参考資料7）。

→以下のとおり、医療広告ガイドラインに関するQ&Aで改正内容を明記してはどうか。

○ 医療広告ガイドラインに関するQ&A

改正案	現行
<p>Q 2 - 2 1 <u>看護師が医療機関において手順書により特定行為を実施している旨は、</u>広告可能でしょうか。（P.X）</p> <p>A 2 - 2 1 <u>可能です。</u> <u>なお、この広告は専門性資格に関する広告ではなく、患者に対して医療の質の向上・効率的な医療の提供を目的として実施している業務の内容に関する広告であり、これらが明確となるよう、各医療機関での具体的な取組であるチーム医療や医師の働き方改革等を推進している旨を併記する必要があります。また、特定行為を手順書により行う看護師である旨、特定行為区分等に関する記載、氏名も広告して差し支えありません（特定行為区分については、実施している業務の内容に関する特定行為区分に限って広告することが望まれます）。</u>（関連：Q 2 - 20、Q 3 - 5、Q 3 - 6、Q 3 - 7）</p>	<p>Q 2 - 2 1 <u>特定行為研修を受けた看護師である旨は、</u>広告可能でしょうか。（P.21）</p> <p>A 2 - 2 1 <u>現時点において、一般に、研修については、研修の実施主体やその内容が様々であり、医療に関する適切な選択に資するものとそうでないものとの判断が困難であることから、広告できません。</u> <u>ただし、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトについては、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合には、広告可能事項の限定を解除可能です。</u> <u>なお、研修を受けた旨や専門性に関する医療広告の取り扱いについては、今後、検討予定です。</u>（関連：Q 2 - 20、Q 3 - 5、Q 3 - 6、Q 3 - 7）</p>

医療広告規制等の見直し（その他）（案）

令和2年4月10日事務連絡において、オンライン診療及び事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施していることが広告可能とされている。（参考資料8）。

→以下のとおり、医療広告ガイドラインに関するQ&Aにおいてもその旨を明記してはどうか。

改正案	現行
<p><u>Q 3-X オンライン診療及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日事務連絡）に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施していることについて、その旨を広告可能でしょうか。</u></p> <p><u>A 3-X</u> <u>広告可能です。</u></p>	(新設)

※医療法第六条の五第三項第十号「患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項」に該当する事項として広告が可能。

医療広告規制等の見直し（その他）（案）

専門医に関する広告については、令和3年7月8日の本検討会での議論を踏まえ、令和3年10月1日より改正告示が施行された（参考資料9）。

→次ページの案のとおり、医療機能情報提供制度についても、これに合わせ報告項目の改正を行ってはどうか。

また、以降の案のとおり、医療広告ガイドライン及び医療広告ガイドラインに関するQ&Aで改正内容を明記してはどうか。

医療機能情報提供制度の報告項目の見直し（案）

○ 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)

別表第一(第一条の二の二関係)

第一 (略)

第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項

一 診療内容、提供保健・医療、介護サービス

イ 病院

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの(診療所、歯科診療所も同じ規定あり。)

○ 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項

(平成19年厚生労働省告示第53号)

改正案	現行
<p>第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める事項は、平成十九年厚生労働省告示第百八号第一条第二号の<u>一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う医師又は歯科医師の専門性に関する資格(基本的な診療領域に係るものに限る)、同条第三号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格並びに令和三年厚生労働省告示第三百四十七号附則第二条により、当分の間、なお従前の例により広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格</u>の種類及びその種類毎の人数とする。</p>	<p>第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める事項は、平成十九年厚生労働省告示第百八号第一条第二号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る<u>医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数</u>とする。</p>

○ 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）改正案

改正案	現行
<p>第4 広告可能な事項について</p> <p>4 広告可能な事項（法6条の5第3項）の具体的な内容 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの（第9号関係）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨 次に掲げる<u>一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構（以下「専門医機構」という。）が行う医師又は歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨（ただし、専門医機構が認定を行う専門性のうち基本的な診療領域であるものに限る。）を広告可能であること。</u> <u>また、「広告可能な医師等の専門性に関する資格名等について」（平成25年5月31日付けの医政総発0531第1号医政局総務課長通知）において広告が可能となっている医師58団体56資格、歯科医師5団体5資格については、一定の場合を除き、当分の間、令和3年10月1日の広告告示改正前と</u></p>	<p>第4 広告可能な事項について</p> <p>4 広告可能な事項（法6条の5第3項）の具体的な内容 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの（第9号関係）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨を広告可能であること。</p>

同様に広告することができるものであり、令和3年10月1日以降に新たに学会より認定された者も同様であること。

研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う薬剤師、看護師その他の医療従事者（医師、歯科医師を除く）の専門性に関する認定を受けた旨を広告可能であること。

① 医師、歯科医師の専門性資格

a 専門医機構が認定するいわゆる専門医等の資格（基本的な診療領域に限る）を有する旨を広告しても差し支えないこと。ここでいう基本的な診療領域とは、医師については内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科及び総合診療を、歯科医師については、口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科及び歯科放射線をいうこと。

b 令和3年10月1日の広告告示の改正前に旧告示に基づき厚生労働大臣に届け出た団体が認定するいわゆる専門医等の資格（医師58団体56資格、歯科医師5団体5資格）を有する旨を広告しても差し支えないこと。なお、当該資格については厚生労働省ホームページ（www.mhlw.go.jp）により公表している。

専門医機構による認定を受けた医師又は歯科医師について広告する場合にあっては、当該医師又は歯科医師が専門医

（新設）

機構による認定を受けた専門性と同一の基本的な診療領域に該当する専門性について学会による認定を受けた旨を広告することはできないこととするが、学会による認定を受けた旨について令和3年10月1日において現に広告しているときは、専門医機構による認定を受けた旨を広告するまでの間は、引き続き当分の間、学会による認定を受けた旨を広告することができること。

c 専門性の資格の広告が可能であるのは、当該医療機関に常時従事する医師及び歯科医師だけでなく、非常勤の医師及び歯科医師についても、常時勤務する者と誤解を与えないよう、非常勤である旨や勤務する日時を示せば広告して差し支えないものとする。常時勤務する者以外について、常時勤務している者であるかのように誤認を与える広告については、誇大広告として取り扱うことが適当であること。

d 実際の広告の形態は、主に次に示すようなものを想定しており、専門性の認定を行った団体を明記すること。

【具体例】

- ・ 医師〇〇〇〇（日本専門医機構認定〇〇専門医）
- ・ 歯科医師〇〇〇〇（日本歯科専門医機構認定〇〇専門歯科医）
- ・ 医師〇〇〇〇（〇〇学会認定〇〇専門医）
- ・ 歯科医師〇〇〇〇（〇〇学会認定〇〇専門歯科医）

専門性の資格は、専門医機構、各関係学術団体が認定するものであるので、例えば、「厚生労働省認定〇〇専門医」等は虚偽広告として取り扱い、単に「〇〇専門医」との表記も誤解を与えるものとして、誇大広告に該当するものとして指導等を行うこと。

② 薬剤師、看護師その他の医療従事者（医師、歯科医師を除く）の専門性資格

a 広告告示第1条第3号イからりに掲げる基準を満たす団体が厚生労働大臣に届出を行った場合は、当該団体が認定するいわゆる専門医等の資格を有する旨を広告しても差し支えないこと。

b 専門性に関する認定を受けた旨を広告可能とする医療従事者の範囲は、法律により厚生労働大臣の免許を受けた医療従事者とし、具体的には、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士及び管理栄養士とする。

c 届出の受理の際、広告告示に定める基準の審査に当たっては、専門医等の資格の客観性を担保するため、医学医術に関する団体を始めとする当該医療従事者の専門性に関する職種に関する学術団体等から、意見を聴取することとしてい

① 専門性資格

a 広告告示第1条第2号イからりに掲げる基準を満たす団体が厚生労働大臣に届出を行った場合は、当該団体が認定するいわゆる専門医等の資格を有する旨を広告しても差し支えないこと。

b 専門性に関する認定を受けた旨を広告可能とする医療従事者の範囲は、法律により厚生労働大臣の免許を受けた医療従事者とし、具体的には、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士及び管理栄養士とする。

c 届出の受理の際、広告告示に定める基準の審査に当たっては、専門医等の資格の客観性を担保するため、医学医術に関する団体を始めとする当該医療従事者の専門性に関する職種に関する学術団体等から、意見を聴取することとしてい

ること。

d 専門性の資格の広告が可能であるのは、当該医療機関に常時従事する薬剤師、看護師その他の医療従事者についてだけでなく、非常勤の医療従事者についても、常時勤務する者と誤解を与えないよう、非常勤である旨や勤務する日時を示せば広告して差し支えないものとする。常時勤務する者以外について、常時勤務している者であるかのように誤認を与える広告については、誇大広告として取り扱うことが適当であること。

e 厚生労働大臣が届出を受理した場合には、厚生労働省は、当該団体名及び当該団体が認定する専門性の資格名の一覧を各都道府県あてに通知するとともに、厚生労働省ホームページ（www.mhlw.go.jp）により公表することとするので、個別の広告が広告規制に抵触するか否かを判断する際の参考にされたいこと。

f 実際の広告の形態は、主に次に示すようなものを想定しており、専門性の認定を行った団体を明記すること。

【具体例】

- ・ 薬剤師〇〇〇〇（〇〇学会認定〇〇専門薬剤師）

専門性の資格は、各関係学術団体が認定するものであるもので、例えば、「厚生労働省認定〇〇専門薬剤師」等は虚偽広告として取り扱い、単に「〇〇専門薬剤師」との表記も誤解を

ること。

d 専門性の資格の広告が可能であるのは、当該医療機関に常時従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者についてだけでなく、非常勤の医師等の医療従事者についても、常時勤務する者と誤解を与えないよう、非常勤である旨や勤務する日時を示せば広告して差し支えないものとする。常時勤務する者以外について、常時勤務している者であるかのように誤認を与える広告については、誇大広告として取り扱うことが適当であること。

e 厚生労働大臣が届出を受理した場合には、厚生労働省は、当該団体名及び当該団体が認定する専門性の資格名の一覧を各都道府県あてに通知するとともに、厚生労働省ホームページ（www.mhlw.go.jp）により公表することとするので、個別の広告が広告規制に抵触するか否かを判断する際の参考にされたいこと。

f 実際の広告の形態は、主に次に示すようなものを想定しており、専門性の認定を行った団体を明記すること。

【具体例】

- ・ 医師〇〇〇〇（〇〇学会認定〇〇専門医）
- ・ 薬剤師〇〇〇〇（〇〇学会認定〇〇専門薬剤師）

専門性の資格は、各関係学術団体が認定するものであるもので、例えば、「厚生労働省認定〇〇専門医」等は虚偽広告として取り扱い、単に「〇〇専門医」との表記も誤解を与えるも

与えるものとして、誇大広告に該当するものとして指導等を行うこと。

g 団体による厚生労働大臣への届出は、別添 1 の申請書により必要な添付書類を添えて、医政局総務課に提出を行うこととすること。

③ 薬剤師、看護師その他の医療従事者（医師、歯科医師を除く）の専門性資格を認定する団体の基準

a 広告告示第 1 条第 3 号イ関係

法人格の種類については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条に規定する社団法人又は財団法人に限るという趣旨ではなく、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人等であっても差し支えないこと。

b 広告告示第 1 条第 3 号ロ関係

専門性資格を認定する団体の会員数の算定に際しては、当該団体が定める正会員に限る取扱いとし、準会員、賛助会員等は含めないこと。また、会員数の 8 割以上が認定に係る医療従事者でなければならないこと。

c 広告告示第 1 条第 3 号ハ関係

「一定の活動実績」は、5 年相当の活動実績として取り扱うこと。また、その内容の公表については、ウェブサイト、年報等広く国民に周知できる方法によって行わなければならないこと。

d 広告告示第 1 条第 3 号ニ関係

のとして、誇大広告に該当するものとして指導等を行うこと。

g 団体による厚生労働大臣への届出は、別添 1 の申請書により必要な添付書類を添えて、医政局総務課に提出を行うこととすること。

② 専門性資格を認定する団体の基準

a 広告告示第 1 条第 2 号イ関係

法人格の種類については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条に規定する社団法人又は財団法人に限るという趣旨ではなく、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人等であっても差し支えないこと。

b 広告告示第 1 条第 2 号ロ関係

専門性資格を認定する団体の会員数の算定に際しては、当該団体が定める正会員に限る取扱いとし、準会員、賛助会員等は含めないこと。また、会員数の 8 割以上が認定に係る医療従事者でなければならないこと。

c 広告告示第 1 条第 2 号ハ関係

「一定の活動実績」は、5 年相当の活動実績として取り扱うこと。また、その内容の公表については、ウェブサイト、年報等広く国民に周知できる方法によって行わなければならないこと。

d 広告告示第 1 条第 2 号ニ関係

外部から当該団体が認定した専門性資格に関する問い合わせを行う場合の連絡先が明示されており、かつ、問い合わせに明確に対応できる担当者（兼任でも可）を置く等の事務局体制が確保されていること。

e 広告告示第1条第3号ホ関係

資格の取得要件の公表については、ウェブサイト、年報等広く国民に周知できる方法によって行わなければならないこと。

f 広告告示第1条第3号ヘ関係

薬剤師については5年間、看護師その他の医療従事者については3年間の研修を実施することとされているが、すべての期間の研修について、必ずしも専門性資格の認定を行う団体自らが行う必要はないこと。外部の研修を利用する場合は、当該団体自らが行う研修と外部の研修とが有機的に連携されたものとなるように配慮されたものである必要があること。

g 広告告示第1条第3号ト関係

資格の認定は、当該医療従事者の専門性を判断するのに十分な内容及び水準の公正な試験により実施されている必要があること。

h 広告告示第1条第3号チ関係

認定を受けた医療従事者の専門性を担保するため、専門性資格の認定を行った医療従事者に対し、原則として少なくとも

外部から当該団体が認定した専門性資格に関する問い合わせを行う場合の連絡先が明示されており、かつ、問い合わせに明確に対応できる担当者（兼任でも可）を置く等の事務局体制が確保されていること。

e 広告告示第1条第2号ホ関係

資格の取得要件の公表については、ウェブサイト、年報等広く国民に周知できる方法によって行わなければならないこと。

f 広告告示第1条第2号ヘ関係

医師、歯科医師又は薬剤師については5年間、看護師その他の医療従事者については3年間の研修を実施することとされているが、すべての期間の研修について、必ずしも専門性資格の認定を行う団体自らが行う必要はないこと。外部の研修を利用する場合は、当該団体自らが行う研修と外部の研修とが有機的に連携されたものとなるように配慮されたものである必要があること。

g 広告告示第1条第2号ト関係

資格の認定は、当該医療従事者の専門性を判断するのに十分な内容及び水準の公正な試験により実施されている必要があること。

h 広告告示第1条第2号チ関係

認定を受けた医療従事者の専門性を担保するため、専門性資格の認定を行った医療従事者に対し、原則として少なくとも

5年に1度は当該資格を更新しなければならないこととする。また、更新の際には、適宜、その専門性を確認できるよう努めること。

i 広告告示第1条第3号リ関係

当該団体の会員名簿（氏名のみが掲載されているもので可。）及び専門性の資格認定を受けた者の名簿（氏名のみが掲載されているもので可。）の双方が、ウェブサイト、年報等広く国民に周知できる方法により公表されていること。

5年に1度は当該資格を更新しなければならないこととする。また、更新の際には、適宜、その専門性を確認できるよう努めること。

i 広告告示第1条第2号リ関係

当該団体の会員名簿（氏名のみが掲載されているもので可。）及び専門性の資格認定を受けた者の名簿（氏名のみが掲載されているもので可。）の双方が、ウェブサイト、年報等広く国民に周知できる方法により公表されていること。

○ 医療広告ガイドラインに関する Q&A 改正案

改正案	現行
<p>Q 3-5 医師及び歯科医師の専門性に関する資格名は、広告可能でしょうか。</p> <p>A 3-5 <u>医師及び歯科医師については、一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構（以下「専門医機構」という。）が行う医師又は歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨（ただし、専門医機構が認定を行う専門性のうち基本的な診療領域（医師については内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療、歯科医師については、口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科及び歯科放射線）に限る。）について広告可能です。</u></p> <p><u>また、「広告可能な医師等の専門性に関する資格名等について」（平成 25 年 5 月 31 日付けの医政総発 0531 第 1 号医政局総務課長通知）において広告が可能となっている<u>医師 58 団体 56 資格、歯科医師 5 団体 5 資格については、一定の場合（※）を除き、当分の間、改正前と同様に</u>広告可能です。</u></p> <p>なお、広告に当たっては、「<u>医師〇〇〇〇（日本専門医機構認定〇〇専門医）</u>」、「<u>医師〇〇〇〇（××学会認定××専門医）</u>」のように、認定団体の名称を資格名とともに示す必要があり</p>	<p>Q 3-5 医師等の専門性に関する資格名は、広告可能でしょうか。（P. 21）</p> <p>A 3-5</p> <p>「広告可能な医師等の専門性に関する資格名等について」（平成 25 年 5 月 31 日付けの医政総発 0531 第 1 号医政局総務課長通知）において広告が可能となっている<u>資格名等</u>について広告可能です。</p> <p>なお、広告に当たっては、「<u>医師〇〇〇〇（××学会認定××専門医）</u>」のように、認定団体の名称を資格名とともに示す必要があります。</p>

ます。

また、専門性の資格については、専門医機構及び各関係学術団体により認定されるものですので、例えば、「厚生労働省認定〇〇専門医」等の標記は虚偽広告、単に「〇〇専門医」との標記は誤解を与えるものとして誇大広告に該当するため、広告できません。

ただし、認定医や指導医などについて、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトなどについては、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合には、広告可能事項の限定を解除可能です。

※ 専門医機構による認定を受けた医師又は歯科医師について広告する場合にあっては、当該医師又は歯科医師が専門医機構による認定を受けた専門性と同一の基本的な診療領域に該当する専門性について学会による認定を受けた旨を広告することはできません。

ただし、学会による認定を受けた旨について令和3年10月1日において現に広告しているときは、専門医機構による認定を受けた旨を広告するまでの間は、引き続き当分の間、学会による認定を受けた旨を広告することができます。

(関連：Q2-21、Q3-6、Q3-7)

また、専門性の資格については、各関係学術団体により認定されるものですので、例えば、「厚生労働省認定〇〇専門医」等の標記は虚偽広告、単に「〇〇専門医」との標記は誤解を与えるものとして誇大広告に該当するため、広告できません。

ただし、認定医や指導医などについて、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトなどについては、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合には、広告可能事項の限定を解除可能です。

なお、研修を受けた旨や専門性に関する医療広告の取り扱いについては、今後、検討予定です。(関連：Q2-21、Q3-6、Q3-7)

<p>(削除)</p>	<p><u>Q 3-6 日本専門医機構認定の専門医である旨は、広告可能でしょうか。(P.21)</u></p> <p><u>A 3-6 「広告可能な医師等の専門性に関する資格名等について」(平成 25 年 5 月 31 日付け医政総発 0531 第 1 号医政局総務課長通知)において記載されていないため、広告できません。</u></p> <p><u>ただし、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイト等、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合には、広告可能事項の限定を解除可能です。</u></p> <p><u>なお、日本専門医機構認定の専門医である旨に関する医療広告の取り扱いについては、今後、検討予定です。(関連：Q 2-21、Q 3-5、Q 3-7)</u></p>
<p><u>Q 3-6 令和3年10月1日以降に新たに学会に認定された専門医は、その旨を広告できないのでしょうか。</u></p> <p><u>A 3-6 「広告可能な医師等の専門性に関する資格名等について」(平成 25 年 5 月 31 日付けの医政総発 0531 第 1 号医政局総務課長通知)において広告が可能となっている医師 58 団体 56 資格、歯科医師 5 団体 5 資格については、令和3年10月1日以降に新たに学会より認定された者であっても、一定の場合 (Q 3-5 を参照) を除き、広告可能です。</u></p>	<p>(新設)</p>

Q 3-7 薬剤師等の専門性に関する資格名は、広告可能でしょうか。

A 3-7 「広告可能な医師等の専門性に関する資格名等について」(平成 25 年 5 月 31 日付けの医政総発 0531 第 1 号医政局総務課長通知)において広告が可能となっている資格名等について広告可能です。なお、広告に当たっては、「薬剤師〇〇〇〇(〇〇学会認定〇〇専門薬剤師)」のように、認定団体の名称を資格名とともに示す必要があります。

また、専門性の資格については、各関係学術団体により認定されるものですので、例えば、「厚生労働省認定〇〇専門薬剤師」等の標記は虚偽広告、単に「〇〇専門薬剤師」との標記は誤解を与えるものとして誇大広告に該当するため、広告できません。

ただし、認定薬剤師や指導薬剤師などについて、患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトなどについては、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合には、広告可能事項の限定を解除可能です。

(関連：Q 2-21、Q 3-6、Q 3-7)

(新設)